

許可後の手続きについて

1 工事の変更について

- (1) 変更許可申請が必要になります。
- (2) 変更許可申請は以下によります。
 - 変更許可申請書（第3号様式）
 - 変更に係る図書の新旧対照図書（旧図書に変更箇所を朱書きで訂正したもの）
 - 変更後の図書

2 工事工程の変更について

工事工程に変更が生じた場合には、遅滞なく変更届を提出してください。

3 工事完了時の手続きについて

- (1) 雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書（別記様式第二）を提出してください。（1部）
- (2) 工事完了届出書には以下の図書を添付してください。
 - 計画説明書
 - 案内図
 - 雨水排水計画平面図
 - 雨水貯留浸透施設の詳細図

4 検査について

- (1) 工事完了届出書の提出後に、検査を行います。
- (2) 主に以下について検査を行います。
 - 雨水排水経路
 - 雨水貯留施設の容積
 - オリフィスの径、高さ
 - 流入、流出、オーバーフロー、エア抜きの位置、高さ
 - H.W.Lの位置
 - スクリーンの材質、設置状況
 - ポンプの流量、仕様
 - 雨水浸透施設の位置、大きさ
- (3) 完成写真（当日、1部提出）
 - オリフィスの径
 - オリフィスからH.W.Lまでの高さ
 - スクリーンの設置状況
 - 貯留部が確認できる写真
 - 看板 など
- (4) 検査時に準備するもの
 - スタッフ・レベル・メジャー
 - 照明、送風機（地下式の場合）・長靴・軍手等
 - H.W.Lの位置を表示

5 看板の設置について

- (1) 検査時まで、雨水貯留浸透施設の存する旨を表示した看板を設置してください。
- (2) 検査の結果、当該工事が技術的基準に適合していることが認められた場合、技術的基準に適合した雨水貯留浸透施設である旨を表示した標識を、(1)の看板に貼り付けます。貼り付け後の状況写真（遠景、近景）を電子メールにて下記アドレスへ送付してください。

河川課メールアドレス：53kasen@city.kawasaki.jp

（※送付先のアドレスは間違いがないようにお願いします。）

- (3) 設置場所については、建設緑政局河川課と協議してください。

6 工事の廃止時の手続きについて

雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書を提出してください。